

【寄稿】

読み書きの困難と ICT による支援の実際

近 藤 武 夫

1. はじめに

読み書きの困難は、様々な障害のある人々に生じる代表的な社会的不利益である。「読み書き障害」といえば、学習障害（限局性学習症 specific learning disorder）、さらにそのうちのディスレクシア（読字障害）やディスグラフィア（書字障害）のある人々に起こるものと考えられがちかもしれない。しかし、それだけではなく、視覚障害のある人であれば、音声で聞けばわかる内容も、印刷物になっている場合は目で見て読むことができないために読むことの困難が生じ、鉛筆で書いた文字は自分で見て確認することができないために書くことが難しいともいえる。また肢体不自由のある人であれば、印刷物のページめくりが難しい場合は読むことの困難が生じ、鉛筆を持って文字を書くことができない場合、書くことの障害が生じるとも言える。つまり、読み書き困難は、障害の種別を超えて多くの障害のある人々に生じうることを理解しておく必要がある。

2. 印刷物障害

読み書き困難につながる障害のある人々は、まず学校教育段階で大きな社会的不利益に遭遇する。学校教育、特に初等中等教育段階では、基本的には紙と鉛筆を使って学習を進める。指導者用および学習者用のデジタル教科書が登場した現在

であっても、学習方法の主流は、紙に印刷された教材であることに変わりないし、紙のノートや解答用紙に文字や数字、図形を鉛筆で書き込まねばならないことにも変わりがない。しかし、印刷物から情報を得ることが難しい障害のある人々にとっては、印刷物は他の児童生徒と同じ教育機会に参加することを阻む障壁となることがある。そのため、視覚障害、肢体不自由、学習障害のある人々は、印刷物しかない環境では大きな社会参加の困難がある人々であるということから「印刷物障害 print disability」と呼称されることもある。

近藤（2017）では、高等教育における障害学生支援の場面で、質の高い教育保障を行うために必要な、支援技術としてのICT 利用全般について概観した。本論文では、初等中等教育の場面で、読み書きの困難、特に印刷物を読むことの利用に困難のある児童生徒に焦点を当て、教室でどのようなICT による教育支援を受けられるのか、その実際や望ましい支援について論じる。

3. 代替フォーマット (alternative formats) と音声教材

印刷物の利用に障害のある人々が利用できる形式のことは代替フォーマット（代替形式）と呼ばれている。具体的には、点字や、録音、拡大印刷、電子データが挙げられる。初等中等教育過程の教科書（教科用図書）について言えば、「教科用特定図書等」と総称される、①音声教材、②拡大教科

書、③PDF 版拡大教科書、④点字教科書があり、障害により印刷物を取り扱うことが難しい児童生徒であれば、学校を通じて教科書出版社から教科書無償給付制度を活用して入手(②、④)したり、ボランティア団体等から入手(①、③、④)することができる。特に音声教材については、複数のボランティア団体等から、多様な形式のものを無償で入手できるようになっている(表1)。これら教科用特定図書については、毎年、文科省初等中等教育局教科書課が全国の教育委員会に対して需要数の調査を行なっている。加えて、音声教材に

については同教科書課が「音声教材普及推進会議」という全国セミナーを毎年開催している。学校教育法により使用が義務付けられている教材ではないが、年々各地の自治体でも認知が広まり、各ボランティア団体の利用者数は増加を続けている。DAISY 教科書を製作する日本リハビリテーション協会の平成29年度の報告(http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytextcount_h29.html)では、平成20年には80名だった利用者数が、8,090名に増加している。

表1. 各団体からの音声教材の形式

音声教材の形式	製作範囲	団体名
DAISY	利用者より製作リクエストのあった小中の教科書	日本リハビリテーション協会
DOCX、EPUB	利用者より製作リクエストのあった小中高の教科書	AccessReading (東京大学先端科学技術研究センター)
MP3	小学校の教科書の一部	音声教材BEAM(認定NPO 法人エッジ)
2次元コード付き音声教科書	小中の国語の教科書の一部	特定非営利活動法人テストと学習環境のユニバーサルデザイン研究機構

4. 残された課題

現在、副教材や市販テストの代替フォーマットは簡単に入手できる制度や取り組みはなく、入手できるのは教科用図書に限られているという課題が残されている。印刷物障害のある児童生徒は、教育機会が他の生徒と平等であるとは言い難い状況がある。また、このような役割を多忙な教員間で誰が担当していくのかは、全国的な制度としては構築されていない。特定の学校で、特別支援教育コーディネーターを軸として、特別支援教育に関わる教員や学級担任、地域の教育センターや教育委員会の指導主事、図書室司書、保護者やボランティアなど、支援が得られるリソースを集約してあたるほかないのが実情である。その上で、せめて教科用図書については、すでにある表1のようなリソースから入手できる体制をつくり、実務的な負担を軽減して、児童生徒がまずアクセスできる教材を用意する必要がある。

また、こうした音声教材を活用して、ニーズの

ある児童生徒を指導する教育方法については、未だ十分に開発され、すでに学校で当たり前になったとはいにくく、今後の研究とケース蓄積が求められている。京都府総合教育センターや福井県特別支援教育センターでは、音声教材などICTを活用した支援を行う学校の後方支援や巡回指導を行い、個々の学校で効果的なICTによる特別支援教育の実施を促進する取り組みを行い、その体制と具体的な実践内容についての報告書や支援パッケージを公開している。いずれの取り組みにおいても、音声教材の提供は取り組みのごく一部に過ぎず、アセスメントの実施、通級指導との連携、学級での指導上の工夫や合理的配慮のための担任との連携、その後の進級や進学など、長期的な移行支援を想定した支援が当たり前になることが望まれる。

【引用文献】

福井県特別支援教育センター (2018) :「読み」や「書き」に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・

指導・支援パッケージ. <http://www.fukuisec.ed.jp/>
(2018年12月10日閲覧)

近藤武夫 (2016) : 学校でのICT 利用による読み書き
支援. 金子書房.

近藤武夫 (2017) : 障害学生支援とテクノロジー. 明
星大学発達支援研究センター紀要MISSION, 1,
19-21.

文部科学省初等中等教育局教科書課 : 「教科用特
定図書等 (拡大教科書、点字教科書、音声教
材)」[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/
kyoukasho/1371719.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1371719.htm) (2018年12月10日 閱
覧)

京都府総合教育センター (2017) : 通級指導教室にお
ける読み書きに困難のある児童生徒へのICT 活用
研究報告. [http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/
cms/?page_id=398](http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id=398) (2018年12月10日閲覧)

京都府総合教育センター (2018) : ICTを活用した個
に応じた指導法の研究 (2) ~合理的配慮の提供
と通級指導教室の実践の在り方について~. [http://
www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/index.
php?page_id=423](http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/index.php?page_id=423) (2018年12月10日閲覧)